

事件番号 平成27年(ワ)第34010号
平成28年(ワ)第9404号
事件名 マイナンバー(個人番号)利用差止等請求事件
原告 関口博ほか40名
被告 国

意見陳述要旨

2019年12月2日

東京地方裁判所民事第26部合議2係 御中

原告 井上 和彦

原告の井上和彦と申します。自治体職員として33年ほど働いています。これまで戸籍課や出張所、児童青少年課などで、戸籍謄本の交付や住民票異動届の受付、児童手当の給付などの業務を担当してきました。以下、3点について意見を述べます。

1 行政事務の「効率化」について

前々回(第15回)口頭弁論で原告の原田さんは、番号制度の導入が必ずしも行政事務の効率化につながらない実態を、生活保護の受給申請事務などに沿って具体的に証言されました。私の職場のまわりでも、番号制度が導入されて事務が煩雑になったという話は聞きますが、効率化された、便利になったという話は聞いたことがありません。

身近な例をひとつ挙げます。会社を退職するなどして職場の健康保険をやめ、国民健康保険に加入する手続きについて、自治体のウェブサイトには次のような案内が掲載されています。

「平成29年〔2017年〕11月13日からマイナンバー制度における情報連携の本格運用が開始されましたが、国民健康保険を含む医療保険分野の情報連携については、情報の反映に相当の日数を要するなど、試行段階で確認された課題が解消されておりません。」(更新日:2019年10月1日)

「この度、厚生労働省からの通知により、被用者保険者の都合により情報連携が行えない場合や、情報連携に約1か月半かかる場合があることがわかりました。このように情報連携がスムーズに行われたい状況であるため、厚生労働省の通知に基づき、原則、届出の際には引き続き添付書類の提出をお願いいたします。」(更新日:2019年5月27日)

2 法令に基づく不開示措置の整備について

DV・ストーカー・虐待被害者の住所などの情報は、加害者に漏洩した場合、生命に危険が及ぶ虞れがあります。このため情報提供ネットワークシステムによる情報連携においては、法令に基づく不開示措置の整備が一刻も早く求められます。

被告は、2017年1月24日付け求釈明に対する回答書(2)の18ページで「現在構築予定の中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムによる情報提供における自動応答を制限する機能を有する。」と主張します。

これは、自治体中間サーバーにおける不開示コード、不開示該当フラグ及び自動応答不可フラグの設定機能を指すものと思われませんが、いずれも運用上の措置に過ぎず、法的根拠はありません。

情報提供ネットワークによる情報連携では、情報連携することが規定された事務について特定個人情報の提供を求められた場合、情報提供者は、情報照会者に情報提供することが、番号法第22条で義務づけられています。

情報提供することによってDV等被害者に危害が及ぶことが明白な場合であっても、情報提供者が情報提供しないことを認める規定は、現行の番号法令にありません。

国は、第198回通常国会に番号利用事務の拡大を図る4本の法案を提出しましたが、DV等被害者の個人情報を不開示とする整備法案は提出しませんでした。真に手を差し伸べるべき人たちの命を等閑視する姿勢の表われと言えるでしょう。

3 個人番号の秘匿に対する「誤解」の解消について

2019年6月4日、デジタル・ガバメント閣僚会議は「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」を決定しました。方針は「令和4年度〔2022年度〕中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定」とし、「国家公務員及び地方公務員等については、本年度〔2019年度〕内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する。」としています。

番号法第17条は「…その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付する」と個人番号カードの取得が任意であることを定めています。公務員もその例外ではありません。

国は、国家公務員共済組合・地方公務員共済組合に依頼し、組合員本人だけでなく扶養家族の氏名・住所・生年月日・性別まで印刷した個人番号カー

ド交付申請書を作成させ、組合員に配付させました。

国は、各省庁・地方自治体に対し、職員の個人番号カード申請・取得状況を定期的に調査させ、報告させています。報道などによれば、国家公務員や教職員に関する通知には、申請しない場合、その理由を記載させる調査用紙まで添付したと言います。これは思想調査そのものです。

国は地方自治体に対し、「全ての来庁者に対してマイナンバーカードの申請勧奨及び申請窓口への誘導を実施」し、公共施設や商業施設、イベント会場等において「出張申請受付方式によるマイナンバーカードの交付申請の受付」を行うよう通知し、計画の策定と進捗状況の報告を求めています。

国が進める、このような個人番号カードの取得「勧奨・推進」キャンペーンは、個人番号カードの事実上の取得強制だと私は強く感じています。

普及促進方針は、また「マイナンバーの秘匿に対する誤解の解消を図るため、関係ガイドライン等の見直しを含め、マイナンバーカードの普及促進とあわせて、制度の周知を積極的に進める。」と述べています。

被告は、2016年6月21日付け第1準備書面の16ないし17ページで、個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」によって個人番号及び特定個人情報の漏洩を防止するために必要な安全管理措置が取られている旨主張し、合憲性の根拠のひとつとしています。

普及促進方針は、このガイドラインによる規制を「誤解」と言いなして、その緩和を図るものであり、ガイドラインを合憲性の根拠とする被告の主張と矛盾します。

最後に。住基ネット最高裁判決から来たる3月で12年が経ちます。この間、情報通信技術は急激に発達する一方、データ主体の権利は置き去りにされてきました。

私は、自らの与り知らないところで、自らの個人情報が勝手に収集、保有、管理、利用などされることのない社会を実現し、次の世代に引き継ぎたいと思います。

裁判所が、番号制度の問題点を明らかにし、自己情報コントロール権の保障を高らかに宣言する判断を行うことを切に願って止みません。